

## 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

### 【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。  
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰りません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」  
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」  
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが  
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、  
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。  
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう  
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）\_\_\_\_\_

記入者名（受験者名）\_\_\_\_\_

席 番 号	
-------------	--

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（            ）内に記入しなさい。

1. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に3年従事した者を安全統括管理者に選任することができる。（**運輸規則第47条の5**）

（    ○    ）

2. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。（**運輸規則第3条**）

（    ○    ）

3. 事業者は、運行管理者を選任又は解任した場合及び運行管理の補助者を選任又は解任した場合は、当該届出事由の発生した日から15日以内に届出を行わなければならない。

（**運輸規則第68条**）

（    ○    ）

4. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定める場合、少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項を明確に定めなければならない。

（**道路運送法第11条**）

（    ○    ）

5. 事業者は、その事業用自動車の自動車検査証を当該事業用自動車の属する営業所に備え付けなければ、運行の用に供してはならない。（**道路運送車両法第66条**）

（    ×    ）

6. 事業者は、法令の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、負担金を納付する義務を負う。(道路運送法第43条の15)  
( ○ )
7. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。(道路運送法第2条)  
( × )
8. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行の終了の日から二年間保存しなければならない。(運輸規則第28条の2)  
( × )
9. 統括運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(道路運送車両法施行規則第32条)  
( × )
10. 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が39両の場合に必要な運行管理者の選任数は2人である。(運輸規則第47条の9)  
( ○ )
11. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、認可を受けなければその効力を生じない。  
(道路運送法第36条)  
( ○ )
12. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。(運輸規則第2条)  
( ○ )
13. 全ての旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)  
( × )
14. 事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。  
(道路運送法第20条)  
( × )
15. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。(道路運送法施行規則第66条)  
( ○ )

II. 道路運送法に関する次の条文について、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

**(道路運送法第1条)**

- 道路運送法は ( イ ) と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の ( サ ) の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、( ケ ) を確保し、道路運送の ( カ ) の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって ( セ ) を増進することを目的とする。

ア. 供給	イ. 貨物自動車運送事業法	ウ. 車両数	エ. 適正な運営	オ. 事業者
カ. 利用者	キ. 旅客の利便	ク. 旅行業法	ケ. 輸送の安全	コ. 訪日外国人
サ. 需要	シ. 道路運送車両法	ス. 利益	セ. 公共の福祉	ソ. 道路交通法

III. 一般貸切旅客自動車運送事業者の使用する自動車の事故に関する報告のうち「速報」に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

**(自動車事故報告規則第4条)**

- 事業者等はその使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、省令の規定によるほか、電話その他適当な方法により、( ケ ) 以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
- ( コ ) 又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じたものであつて次に掲げるもの
- ( ア ) に1人以上の重傷者を生じたもの
- ( オ ) 以上の死者を生じたもの
- 自動車が転覆し、( ソ ) し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの

ア. 旅客	イ. 故障	ウ. 1時間	エ. 追突	オ. 1人
カ. 5人	キ. 30日	ク. 15日	ケ. 24時間	コ. 死者
サ. 遅延	シ. 重傷者	ス. 運転者	セ. 歩行者	ソ. 転落

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、（ ）の負担とします。

(標準運送約款第14条)

答.                     契約責任者                    

2. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）間保存しなければならない。(運輸規則第3条)

答.                     一 年                    

3. 一般旅客自動車運送事業者は、その（ ）を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。(道路運送法第33条)

答.                     名 義                    

4. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその（ ）を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)

答.                     更 新                    

5. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。(道路運送車両法第47条)

答.                     保安基準

V. 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合があります。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には ○ 印を、そうでない事項には × 印を記入しなさい。

(道路運送法第15条)

- ① 営業区域の拡大 ( ○ )
- ② 営業所の位置の変更 ( ○ )
- ③ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更 ( × )
- ④ 役員の変更 ( × )
- ⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 ( ○ )

VI. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第9条)

国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、( セ ) を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。

- ・( イ ) 事情に照らして著しく不適切であり、旅客の ( エ ) するおそれがあるものであるとき。
- ・特定の旅客に対し不当な ( ス ) 取扱いをするものであるとき。
- ・他の事業者との間に不当な ( サ ) を引き起こすおそれがあるものであるとき。

ア. 条件	イ. 社会的経済的	ウ. 公共の福祉	エ. 利益を阻害	オ. 需要
カ. 違反	キ. 優先的	ク. 変更	ケ. 協議会	コ. 連携
サ. 競争	シ. 利便を向上	ス. 差別的	セ. 期限	ソ. 適合